

平成29年度 鳥取県障害者施策推進協議会（第3回）

日時 平成30年3月8日（木）

午前9時30分から午前11時30分

場所 ホテルセントパレス倉吉 4階 シャンパーニュ

## 1 あいさつ

### ○司会（森安、事務局）

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより「鳥取県障がい者施策推進協議会」を開催いたします。開会に当たりまして、小澤障がい福祉課長よりごあいさつ申し上げます。

### ○小澤（障がい福祉課長）

皆さん、おはようございます。鳥取県障がい福祉課長の小澤でございます。皆様方におかれましては、本日お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。さて、本日は本年度第3回目の障がい者施策推進協議会ということで、また、障がい者プラン、当初予算等につきまして資料を出ささせていただいております。本日はそういったことにつきましてご意見をいただき今後の施策に反映していければと思っておりますので、よろしくをお願いします。簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

### ○司会（森安、事務局）

申し遅れましたが私は本日の司会を務めます、県庁障がい福祉課の森安と申します。議事に入ります前に確認事項を申し上げます。まず、この協議会の公開についてでございます。県では情報公開条例に基きまして、審議会を原則公開して、希望者に会議の傍聴を認めることとしております。公開または非公開は、それぞれの会議において決定されることにしておりますが、この協議会は非公開とする特別の理由はございませんので、公開することについてご了解いただきますよう、お願いいたします。それから、配付資料についてご確認をお願いします。事前に次第、出席者名簿、資料2資料3をお送りしております。資料1については本日各委員の机に配付させていただいております。資料をお持ちでない方、それから、資料に不足のある方ございましたら事務局までお知らせください。

次に発言される際のお願いを申し上げます。情報保障が必要な委員さんがおられますので、発言される際には、氏名を述べ簡潔にゆっくりお話しいただきますようお願いいたします。なお、発言の途中でも内容に不明な点がある場合ですとか、発言のスピードが速い等のことがありましたら、挙手等でお知らせください。以上で注意事項について終らせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。条例第6条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、ここからは前垣会長に進行をお願いいたします。

## 2 議事

○前垣会長

この会は11時半までですので、お話は簡潔に全員の方のご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、議題1「障がい者プラン改定について」説明をお願いします。

(1) 障がい者プラン改定について

○森安（障がい福祉課）

障がい福祉課の森安でございます。資料1というものをご覧ください。鳥取県障がい者プランの改定ということでございます。先般、委員の皆様にお送りさせていただいたとおり計画案をまとめておりますので、今日も障がい者計画に該当する部分についてはお渡ししておりますけれども、これについて、2月15日から3月2日まで、パブリックコメントというのを実施しました。現在、県民の皆様から意見いただいております、とりまとめを行っておりますので、これらを反映した上で改定した障がい者プランとして、4月以降に施行することにしております。プランの概要等については、点字資料2頁目から書いております。二番、プラン改定の主な内容ということで、点字資料3頁ぐらいからなんですけども、太字でゴシックになっているところを重点的に変更しますよということ、それから、2の(2)プラン改定における成果目標ということで、障がい福祉計画や障がい児福祉計画の策定というものも合わせて行いますので、たとえば、点字資料7頁目以降、拡大文字では3頁めからになるんですけども、障がい者支援施設からの地域移行ですとか、精神科病院からの退院するための協議の場の設置、それから障がい児福祉計画になりますと、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保ですとか、医療的ケアを要する障がい児支援のためのコーディネーターの設置など数値目標を掲げております。

パブリックコメントの結果の概要をちょっと資料には落とせてないんですけど、概要をお話します。先程意見募集の期間については、2月15日から3月2日までということで、周知の方法としては、ホームページでの掲載や、県庁の県民課や各総合事務所の窓口などで、チラシを配付しております。あとは、この委員の皆様や地域自立支援協議会の皆様への周知をしたり、それから当事者団体や障がい福祉サービス事業所への意見募集の通知をしたところです。受付した意見としては約30件ぐらいありまして、16人の方から意見いただいております。たとえばどういった意見があったかと言いますと、「人材不足は深刻であり、様々な問題に関わる、たとえば虐待ですとか、サービスの充実にもつながることです。」ということ。「地域移行といえ、在宅生活を支えるサービスが不足している状況がある」ということ。あとは、「情報アクセシビリティの観点から緊急通報のシステムが聴覚障がいのある方に使えない。」それから、交通バリアフリーにも関連する事柄なんですけども、「点字ブロックの上に自転車があったり、UDタクシーの課題もあります。」ということ。それから今回は丁度2月・3月という時期でしたので、報酬改定の関係とちょっと係わるようなお話もいただいております。このパブリックコメントを受けて障がい者プランを修正するというところもあるんですけども、来年度の予算事項も含めて、

施策として展開する事柄や、今後検討する必要がある事項というような貴重なご意見をいただきました。

それから、パブリックコメントということと合わせて、県政電子アンケートというものを行いました。簡単にいうと、県政電子アンケート会員の方が970人ぐらいおられて、会員からインターネット経由でアンケートに答えてもらうというような制度です。720人ぐらいの方が回答されて、回答率75%になるんですけども、その方々の特性はこちらでは分かりません。日ごろ障がいのある方と接する人ばかりじゃないと思うんですけども、それらの方々に、プランそのものの内容を伺うというよりは、どちらかというと普段障がいのある方々と接していない人に、障がい者の施策についてとか、障がい者の生活についてというところをちょっとお聞きしたところです。たとえば、「ヘルプマークを知ってるか」とか、「障がい者の社会参加促進」や、個人の関わりでいうと、「就労事業所の利用状況」とかを聞いたところです。実感として、スポーツなどで社会参加が増えているとか、7割の方が就労事業所の商品を購入したことがあるとか、障がいのある人の活躍の機会が増えている。自分からも見えているという印象はあるものの、一方で身近に自分の立場からいうと、半分ぐらいは障がい者と接する機会はないという結果で、ヘルプマークを知らないといった結果になっています。あいサポート条例や、あいサポート運動の精神は、障がいを知り共に生きるという共生社会で、知るということにありますので、今後も県民全体への広がりや委員の皆様と呼びかけていきたいと考えております。

パブリックコメントの結果については、先程申しあげたとおり、反映作業など今後委員の皆様にもお示ししたいと思っているところです。以上です。

## (2) 平成30年度当初予算要求について

### ○前垣議長

次に、平成30年度当初予算要求について、事務局よりご説明をお願いします。

### ○小澤（障がい福祉課長）

資料2は、平成30年度の当初予算における障がい者関係施策の主な事業ということで、今回政策計画事業というかたちを含めてご説明させていただきたいというふうに考えているところでございます。資料の1頁、点字では2頁以降ですが、まず障がい福祉課関係の予算事業を説明させていただきます。障がい福祉課の事業として三つ挙げさせていただいています。

一つ目が新規でございますけれども、障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業ということで、あいサポート条例ができて、いろんなコミュニケーションに関する条文との関係で、コミュニケーションに関わるような施策に関して少しいろんな事業をまとめさせていただきました。簡単に申しあげますと、(ア)障がい者の居場所づくりに対する支援ということで、障がい者が集まるサロンに対して補助を行う事業です。

(イ)につきましても、難聴者のコミュニケーション学習会についても開催した場合補助するというところで、今回新規で設けさせていただいています。(ウ)失語症者向け意思疎

通支援者に係る指導者の養成ということで、それについても、新規で失語症社の支援というのは国のほうで、事業として新しく対処していくということもございますので、新たに県のほうでも、そうした指導者養成ということで要求させていただいています。それから（エ）ですが、重症心身障がい児者のコミュニケーションに係る情報発信ということで、こちらについては重度の心身障がい者の方々、なかなかコミュニケーションの仕方などが分かりづらいということはあると思いますが、そういった方々でもコミュニケーションできるということはございますので、どういったコミュニケーションの仕方があるのかということを少し検討させていただき、事例集みたいなものを作ったりということを考えさせていただいているところでございます。それから最後の（オ）でございますが、盲ろう者の方に対する支援検討ということで、これについては県内での盲ろう者の方の支援の居場所等、どういったかたちで支援していくのかといった方針を決めていくに当たり、県外なども参考にし、先進地視察であるとか、意見交換会を団体さんと持たせていただきながら、考えさせていただくというものでございます。

続きまして、二つ目の事業でございますが、点字資料5頁、拡大文字ですと3頁でございます。こちらも新規で挙げさせていただいています。障がい者を地域で支える仕組づくりでございます。これについては、支援困難な精神障がいのある方等に対して、地域での受け入れというの、進めていく必要があるだろうということで、新たにモデルケースを設定して、そこで検討を行っていかうというものであります。支援困難な方に対する家庭訪問であるとか、支援困難な方をかかえていらっしゃる方への支援、それから、そういった支援困難な方のところに対応できるような支援適正研修なども新たに設けていきたいということで考えております。それから、そういった精神障がいのある方などを受け入れるための関係者の協議の場みたいなところも、更に充実させていくことで、会議の開催頻度を高めるとか、あるいは国のアドバイザーを招致をし、研修していくことも考えているところ です。

続きまして三つ目の事業でございます。鳥取モデルの共同受注体制構築事業でございます。点字資料ですと8頁、拡大資料ですと5頁、こちらにつきましては、これまでも組み込んで参りました就労の関係で、共同作業所として東部にあります「ワークコーポとっとり」、こちらですべて運営を今後も継続していくことと合わせまして、そちらをかなり強化をしていくということ、それから共同作業所について、中・西部でも展開をしていくということについての予算というところです。共同作業所の取組の強化ということでございますので、たとえば、共同作業所に実習にいかれた事業所に対して奨励金を出すとか、そういった新しいことについてもさせていただこうと考えております。以上でございます。

#### ○高田（子ども発達支援課）

子ども発達支援課の高田でございます。資料の4頁でございます。拡大文字では7頁、点字では11頁になります。そこで主なものということで、今回五つの事業を挙げさせていただいております。

一つ目は、医療的ケア児者受け入れ環境整備事業ということで、一部拡充ということで挙げさせていただいておりますけれども、全体で三つの事業を一つの事業というかたちで

括っているものでございます。(3)の事業の概要というところで、アといたしまして、拡充障がい者在宅支援事業としております。こちらのほうは元々ありました既存の事業を一部拡充をするものでございます。この事業自体は総合支援法等によらない給付の対象とならないサービスにつきまして、県と市町村のほうで補助を行っているというものでございます。主な拡充の内容ですけれども、(ア)と(イ)と書いてありますけれども、こちらはいずれも障がい福祉サービス事業所向けのメニューにはなっておりますけれども、(ア)のほうは看護師を新たに配置される場合にその人権費相当を補助しようというものなんですけれども、元々こちらのほうの受け入れの対象が医療的ケアが必要な重症心身障がい児者ということにしておりましたけれども、一部拡充ということで、重症心身障がいの方に限らず、医療的ケアが必要な障がい児者の方すべての方を対象ということで、来年度から一部拡充を考えておりますし、これまでは看護師を配置した場合のみ対象としておりましたけれども、看護師さん配置も難しくなっておりますので、訪問介護等を利用された場合の経費についても新しく補助の対象ということで考えておりますし、ここにはちょっと記載をしておりませんが、元々こちらの事業の対象が放課後等デイサービスとか、生活介護事業所ということにしておりましたけれども、就労継続のB型事業所についても対象とするようなことで拡充を考えております。あと、(ウ)の拡充というところで、長期の補聴器の購入助成事業ですけれども、こちら継続していろいろご意見いただきながら充実を図っているところなんですけれども、来年度につきましては、市町村等からのご要望もありまして、FM補聴システムについても補助の対象にするということで考えているところでございます。あと(エ)以降につきましては、既存の事業ということで引き続き来年度も実施をしていく予定にしております。

めくっていただきまして5頁、点字ですと16頁、拡大文字ですと9頁になります。新規事業ということで、医療的ケア児等のコーディネーター養成事業ということで、医療的ケアの必要な障がい者の方の総合的な調整を行うということで、来年度以降、医療的ケアのコーディネーターを配置をしていくことになるんですけども、そのための養成事業ということで、来年度県のほうで、こういう研修会を予定しております。今想定をしておりますのは、主に相談専門員の方ですとか、市町村の保健師さんに受けていただくかたちで想定はしております。

もう一つウといたしまして、新規事業ですけれども、医療的ケア児と家族のための大山リゾートキャンプ事業ということで、こちらはとくに医療的ケアが必要な障がい児の方ですとか、難病の方及びその兄弟姉妹の方を対象として、大山を想定しているんですけども、そちらのほうでいわゆるキャンプを開催したいということで要求を行っているものです。実はキャンプをとおして、社会参加ですとか、自立、あとは保護者の方の短い期間身体的負担軽減ということでレスパイトですとか、あとはこういう方がいらっしゃるということを県民の方に理解啓発の機会としたいということで要求を行っているものであります。

二つ目の事業といたしまして、こちら新規事業ですけれども、小児医療的ケア児等に係る人材確保事業ということで、前回のときにも人材確保ということで、いろいろおお話がございましたけれども、障がい福祉サービス等で人材確保につながるような事業ということで考えているところでございます。

大きく分けて（３）の事業の概要のところ、三つ程考えております。一つは、そういう事業所のPRということで、いろいろSNSですとか、そういうかたちで使いながら事業所のPRを行ったり、実際に県外のほうから県内のそういう事業所を体験していただくようなツアー等も実施しながら、そういう事業所への就職につなげていければなあということで考えております。二つ目のイのところは、ヘルパー等のスキルアップ研修ということで、医療的ケアの方についてはもちろん看護師さんもなんですけども、やはりヘルパーさんの確保も必要かなということで、医療的ケアのある障がい者の方に対応できるヘルパーさんを確保していこうということで、そういう要請から確保につなげていきたいということで考えております。最後は、理解・啓発ということで、主に看護学校の学生さんとかを対象に、医療的ケアが必要な子どもさんとかがいらっしゃるといって、そういう方へいろいろ講義をを行っていただこうと思います。実際に事業所とかを見ていただいて、検討していただいて最終的には、そういう事業所にも就職ということにつながっていければなあということで考えております。

最後に、新規ということで、中部療育園の移転整備事業でございます。拡大資料ですと12頁、点字ですと20頁になります。中部に県立の中部療育園がありますけれども、こちらは平成16年に、元々肢体不自由児通園施設というかたちで開園したものでございますけれども、短期に発達障がいのお子さんとかがかなり増えてきてまして、なかなか利用者のニーズに応えられないということになってきておりますので、検討会等を設けていろいろ移転整備について検討を行ってきたんですけども、来年度元の倉吉市立河北中学校のほうに移転整備を行うということで、来年度につきましては、そのための設計費を予算要求しているところでございます。最終的なスケジュールは6頁の終りのほうに書いておりますけれども、30年度に設計を行いまして、31年度に工事を行いまして、32年度から新築移転というようなかたちになっております。以上です。

#### ○足立（特別支援教育課長）

続きまして、教育委員会特別支援教育課の事業です。資料8頁、拡大文字ですと16頁、点字では25頁の途中からでございます。新規の事業といたしまして、医療的ケアが必要な児童生徒の放課後の子ども教室事業というものを挙げております。事業の概要としましては、医療的ケアが必要な子どもたちが、放課後の居場所を確保するために、看護師を配置をして放課後の居場所を作ろうという内容でございます。これは、福祉保健部が実施を計画しております放課後等デイサービスが子どもたちの居場所になるわけですけども、その体制が整うまでの2年間に限って、鳥取養護学校内に看護師を配置し、放課後に子どもたちの預かり場所を確保する内容でございます。実施場所としましては先程申しましたように、鳥取養護学校。対象の子どもたちとしては、医療的ケアの必要な児童生徒のうち、放課後デイサービス等の事業が利用できない子どもたちを対象に今6名程度を想定して実施する予定にしております。以上でございます。

#### ○森安（障がい福祉課）

7頁にスポーツ課、拡大文字では14頁、点字資料では22頁。スポーツ課の事業がございます。また、ご覧いただければと思います。

(3) 障がい者施策に対する意見への対応について

○前垣議長

「障がい者施策に対する意見への対応について」事務局より説明をお願いします。

○森安（障がい福祉課）

資料3をご覧ください。前回の協議会の場で、委員の皆様からご発言いただいたご意見等のうち、主なものについて県からの回答を記載させていただいております。本日は時間の関係がございまして、一つずつご説明はいたしませんけれども、県の対応方針としては、このような内容としております。ちょっと個別の中身についてご相談をまたさせていただくことがあるかと思っておりますので、そのときはご協力いただければと思っております。以上でございます。

○前垣議長

これまでの説明につきまして、意見やご質問等をいただきたいと思っております。まず、順番にお願いしましょうか。

○谷村委員

とくに、質問も意見もありません。民生委員の代表で出ております。お話を聞いて大変な事業だと思います。私としては何も分からないかもしれませんが、皆さんの意見を聞いて考えていきたいと思っております。今回はこの辺りで。

○山根委員

身体障害者福祉協会の山根です。直接的に今日の議題にはないんですが、気がついたことでして、障がい者の人が一般企業に勤めておる中で、一般企業側が障がい者の人を理解できないところがあると聞いておりました。前回のときも障がい者が2.2%の雇用率だと言っておられたけれど、それは勤めて3カ月とか5カ月勤めて辞めたりして、順繰りで2.2で合っているかも知らんけどということを前回言いましたけど、やっぱり聞いてみると現場のほう雇ったのはいいけど、障がい者の特性等をよく理解ができずに困っているという状況があるようですので、県のほうはそういうところをフォローしていくようにしないと、雇用が長く続かないことになるので、その点を今日の議題には直接無いけれど、来年度の予算が4月1日から始まるので、準備の補正もしてそういうこともやっていただくようお願いしたいと思います。

○田中委員

手をつなぐ育成会の田中と言います。今までの説明に対してはとくに意見はないんですが、工賃を考える上での金額について意見があればということで話し合いをしていたんですけど、なかなかまとめきれなくて出していない状態です。なかなか工賃3倍といっても、仕事が3倍になるわけじゃないし、実際にそれをこなせるだけの子どもたちの能力があるわけでもないの、3倍にとっても、そこには経営に関してのノウハウはいかがでしょうかねえ。お金儲けですから、その仕事の幅を広げて農業と連携して工賃を高めるといような、そういうアドバイスの的なを実際に行っているらっしゃるんでしょうけども、ちょっと私がそこまで感じていないものですから、その実態とかはどう思っておられるのでしょうか。ワークコーポとったりとかできてるとは聞んですけども、実際にそれを利用して工賃をもらっているような、そこに行く人はたぶん選ばれた仕事ができる方だと思うんですけど、工賃が月に千円満たない方がたくさんいらっしゃいます。障がいの程度によって。その方たの工賃が一遍に3倍になるかというのはいろいろな問題があると思うんですけど、これに関してはアドバイスをしてほしいと思います。

#### ○秋田委員

精神障害者家族連合会の秋田です。資料3に、先日、一件お願いをさせていただきました、その状況と対応ということで、一番最後に「これらのことを踏まえて、背景等を考慮し、どのような課題があるのかを整理・協議した上で必要な対応を検討できればと思います。」ということで、もし協議されたということでしたら、その内容を教えていただけたらと思いますし、もしまだのようでしたら、これからどういう方を呼んで、だいたいどういう時期にこういうことを検討していただけるかということ、もし予定があったら教えていただきたいです。

#### ○山根委員

全国重症心身障害児(者)を守る会の山根です。私の子どもも重症心身障がい児で22歳ですが、立つことも食べることも今はできません。それで、外に出ることができていません。子どもはなにも出来ないし、なにも出来ないと思われているかもしれませんが、私は、子どもは一生懸命周りを知ろう知ろうとして、周りのことをどんなふうになっているかということ自分で考えようとしているふうに、私は認識しております。私の要望なんですけど、看護師さんを利用する場合、子どもはいろんなところに行きたいと思っているのに、訪問看護しかなくて、訪問看護のほうに頼むと、「なぜ外に出るの？訪問でしょ？」と言われてまして実際に看護師さんをお願いできない現状でして、実際に自分の子どもが音楽教室に行くと言うと、皆さんびっくりされるかもしれませんが、なにも分からない子どもですが音楽はとても好きな子どもに育ちました。目は見は見ているかわかりません。聞いているかもわかりませんが、音楽を聞くと楽しんでるので、私はこの子のために音楽教室に通わせています。その場合に、音楽教室の先生の音楽療法でとても喜んでおりますして、コンサートに出かけることも楽しいんですが、出かけるときに看護師をお願いする制度が無いということで、看護師の配置をなんとかして制度を変えてもらえないかなあという思いで、ちょっといろんなことを言っていますけれど、実際の私の思い



はそういう思いです。県の事業として「30年度の予算請求に関わる障がい者福祉事業」なんですけど、医療的ケア児に対するヘルパー研修会というのがありまして、私自身もいろいろ聞いております。県の方がたくさん会を重ねる事業をしておられるのを私も知っております。皆さんが参加するのを要望をたくさん出しておられることも知っているんですけど、ヘルパーさんの知識があっても事業所がそういう行為といいますか、ヘルパーさんが吸引を研修したいと思ひ、重症児のことを思って研修してくださるんですけど、事業所が許可を出していただけて、ずっと研修を終えたまま何年も経っている状態です。個人的にその人が気持ち的に手伝いたいという思いがあっても、事業所が許可を出していただけないと出来ない状態です。重症児の要望として、在宅を支える仕組というのがあるんですけど、やはり医療的ケア児の生活の仕組がまだきちんと出来ていない。というのは、医療的ケアが要らない重症児は、居宅とか生活介護とか、ヘルパーの移動支援、ショートステイとを合わせれば、最小限度の生活はできますが、医療的ケアの重症児の子どもは看護師さん、ヘルパーさん、なぜヘルパーさんかと言いますと、22歳の子どもで体重が36kgあります。けっきょくヘルパーさんも必要ですし、看護師さんも必要な医療的ケアのある子どもなので、そういう仕組がまだ少しできていないのではないかなあという思いです。以上です。

○前垣議長

ここで、ちょっと回答をお願いします。

○小澤（障がい福祉課長）

障がい福祉課の小澤です。山根委員のほうから、一般就労に関する、企業の中で障がい者の方がなかなか現場でも理解得られず、現場のほうでどういうふうに接したらよいか分からないといった関係で、なかなか働くことが定着しないのではないかということをお話しいただきました。その点はやはり課題としてあると思っております。この4月から国のほうの新しいサービスの取組としまして、「就労定着支援」というサービスができることになっています。一般就労で始められた障がいのある方に対して生活面などで、継続して事業所の方なりが生活支援などのフォローをしていくようなことをしていく新しい事業になっています。そういったものを我々も推進していきながら、一般企業の中でもフォローしていく仕組を少し支援できたらなということも考えています。それから就業支援課さんのほうで。

○森（就業支援課）

はい。就業支援課の森と申します。山根会長様のご意見について少しお答えをさせていただきたいと思ひます。障がい者の方が現場で働く上で現場の理解が少なくて離職されてしまうということで、県のほうもそれは問題というふうに思っております。実は平成29年度から、鳥取労働局さんや鳥取障害者職業センターさんと一緒になりまして、鳥取障がい者仕事サポーター養成講座というものを開催しております。7月から8月にかけて県内3カ所で、先週も県内3カ所で開催しました。また3月18日の日曜日になりますけど

も倉吉でもう一度開催するようにしております。これはどういったものかと言いますと、職場で障がい者の方と一緒に働く上司の方とか同僚の方を対象にした講習会でして、障がい者の方と一緒に働く上で必要な配慮ですとか、細かな心使いといった対応の仕方を勉強するような講習会になっています。平成29年度に開催しましたが引き続き30年度も実施をするように予算要求を行っているところです。今日の資料には戦略事業ということで記載をしているものですので、戦略以外の内容はちょっと載せていなかったんですけども、引き続きそういった研修会を開催することで、障がい者の方と一緒に働かれる現場の方の理解も進めていって離職防止につなげていきたいと考えているところです。貴重なご意見ありがとうございました。

○小澤（障がい福祉課長）

続きまして、田中委員のほうからありました工賃3倍計画についての裏付けを話させていただきたいと思います。工賃3倍計画というのはこれまで県のほうで検討してきたものでありまして、コンセプトとしては平成18年度当時の11,000円という平均工賃を33,000円まで全体で上げていこうというものでございます。平均額ですので、個人の方それぞれの方がすべて3倍というわけでもありません、そこは全体で目指していきましょうということで、県としても支援させていただいているというところでありまして。その意図としましては、やはり工賃を少しでも多くもらえるようにすることによって、障がいのある方への自立を進めるようなことができればというようなことを考えて、その後自立を進めるという中での一つの分かりやすい考え方として3倍というのを掲げさせていただいているところでございます。ですので実際には個別に利用者さんそれぞれの状況等もあるかと思えますし、そういった方の個々の支援をどういったかたちでしていくのかというのは非常に大事かというところを認識しているところでございます。一方で、全体として工賃を上げていくのは難しいんじゃないかというお話もありますし、現状で県の状況を申し上げますと、平成28年度で時点で、月額平均工賃が17,169円でございます。なかなか目標には達していない状況ではありますが、ただ一つありますのは、いろんな作業一つ取っても、単価の高い作業で簡単にできる作業をできるだけ県のほうからも提供させていただいたり、あるいは共同作業所のほうで高工賃の仕事に取り組んでいただくといったところで、作業自体は難しくなくてもできるだけ多くの工賃を稼いでいただくことは可能なかなあと思っております。そういった仕事の紹介であるとかもさせていただきながら、あるいは事業所によっては自主的な事業をされているところがございます。たとえば、パン作りをされたりとか、いろんな小物を作られたりだとか、そういったところもたとえば「もう少しこうしたほうがデザインがよくなるのでは」とか、そういったことをアドバイスしていただく専門家の方の派遣なども、来年度少し行わせていただくことも考えておりまして、各事業所でどういった支援が必要であるかなども聞き取りながら、それぞれの支援をさせていただこうと思います。ただ、一つありますのは平素の工賃向上だけが目的ではないということも、我々としても感じているところがございますので、そういった就労の中で工賃向上以外の部分で、どういったことが必要なのかということも今後

少し、この場というわけではございませんけれども、ちょっと別の場でご議論させていただくようなこともあろうかと思えます。

引き続きまして、秋田委員からお話のありました件につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。実際に税の減免に関係につきましては、少し今議論をさせていただいているところでございまして、ちょっとまだスケジュール的なところを今の段階では具体的には申しあげることが難しいんですが、少し協議をさせていただいておりまして、個別にご相談させていただくことがあるかもしれませんので。

#### ○秋田委員

そのときは、なにか役に立つようだったら、よろしくお願ひします。

#### ○高田（子ども発達支援課）

子ども発達支援課の高田です。守る会の山根委員からお話いただきました。まず初めに訪問看護師といいますか、看護師の付き添いに関することですが、制度を変えてほしいということなんですけども、訪問看護師については元々診療研修制度の中で仕組がつくられていると思えますので、それを県単位で変えるというのは難しいと思えますけども、以前もちょっと説明させていただいた在宅生活の支援事業の中で、事業所とかに訪問看護師さんが入る場合というのは当然診療報酬では無い中で、県と市町村で調整した仕組でございまして、委員の方からあったことについても、少しまた、病院等にも聞かせていただいて、市町村等もまた相談して、どうすれば事業化ということも考えていきたいと思えます。あと、ヘルパーさんのスキルアップの関係で、基本的には事業所の職員を対象ということで、事業所を通して研修には参加していただいていると思えているので、実際に事業所のほうで「だめ」と言っているかどうか、ちょっとこちらのほうでははっきり分からないんですが、そこはまた詳しく聞かせていただいて実態を確認したいと思えます。最後に在宅生活の支援が十分ではないということで、たしかにおっしゃられるとおり、まだまだそういう仕組が十分ではないというような認識をしておりますので、またいろいろ関係者の方とか、いろいろ声を聞かせていただきながら充実のほうを図っていききたいと思えます。以上です。

#### ○前垣議長

研修を受けられた方が実際の活動をなさらないという実態とか、リスクの問題についてだとか、事業所の状況も分かればと思えます。それでは、南前委員から杉原委員までご意見等をお願いします。

#### ○南前委員

鳥取県自閉症協会の南前です。一つ質問ですが私があまりよく分かっていないんですけども、特別支援教育課さんの新規事業で、医療的ケアの必要な児童生徒を放課後預かる事業があるんですけども、これは県の東・中・西で放課後預かっていただける制度でしょうか。倉吉養護学校さんの制度はちょっと分からないんですけども、皆生養護さんだったら

療育センターで放課後見てもらうということもあるかなと思うんですけども、鳥取養護だけに措置していくものかということをお聞きしたいです。様々な発達障がいのお子さんに生活介護の場が無いから、こういう問題も起きてくるのかなあと思います。在籍しているときはいいですけども、卒業したとき居場所がないということで、西部でも困っている方が一杯いらっしゃるし、できれば看護師さんの配置された生活介護事業所が受け入れてほしいなということを感じました。

#### ○大本委員

鳥取県腎友会の大本です。障がい者プラン改定案で、うちと関係するところで、一つお願いなんですけども、適切な保健医療サービスのところに、医療・通院サービスも援助をお願いしたいということをお話をさせていただきます。人工透析をしているものは、年間に約110回～150回病院に通っています。私の近くの方は山の裾野から通っておられるので、バスが利用できたり、交通機関が利用できたらいいんですけども、タクシーを使えば二千円から三千円。非常に通院費の問題が透析患者にとってはかなり問題になっております。とくに透析患者1500人中平均70歳です。そういうところでの通院ということになると非常に介護タクシー等利用する方が増えている状況があります。それで片道500円としても、だいたい年間14・5万円要る計算になるんです。それで済んだらいいんですけども、ところが非常に難しい問題は、医療機関がサービスしている病院もあるのはあるんです。だけど話を聞くとけっこう切迫しているので辞めたいというところも多々あります。21病院透析病院がありますけども、そのうち四つか五つが通院サービスも込みで行っています。それから県のほうでは、話を持っていくと、だいたい、「それは市町村に任せている」ということで、市町村も、やっていないところと、やっているところがあります。だけどだいたいタクシー券を24枚から多いところで48枚。それから自家用車で通うものは月三千円。それで通院のお願いは非常に進みにくいところがあるんですけど、そういうところでやっぱり県のほうからもそういう問題を含めてお願いできたらなということで、また具体的なことは提案はしていますけれども、その辺の問題を一つ入れていただいたらなということをお思います。それから私のところの問題としては、若い方もおられることはおられるんですけども、なかなか病気をもちながら働けないというか、働いてもすぐに辞めてしまうことが最近目立つようになってきました。「働けるのに、お前働いてないがな」みたいなところも言われるんですけど、話をすると、なかなか理解してもらえないということもあるんで、こちらにも問題がもちろんあるんですが、非常に大きな問題だと思って、自分たちの腎友会も取り組んでいるところです。またその辺もお話を聞いていただけたらと思います。

#### ○森田委員

高次脳機能障害者家族会の森田です。今回精神障がいのある方の家族の支援についても認定していただいて、大変ありがたい事業だと思います。それと高次脳機能障害のある方で、行動障がいのある方でいろいろ事件が起きることがありまして、行政や警察と関わったとき、とくに障がいのある方はコミュニケーションが難しい方で、警察の取り調べにな

る場合も多々ありまして、そういう場合に取り調べるときに同席して、これはあいサポート運動で障がい者理解のためのいろんなことはされているんですけど、やっぱり一般的な理解、私も講師をしたことがあるんですけど、一般的障がい理解はできつつあるかもしれませんが、地域の生活の上で起きてくる困難な問題について、より具体的に直接話し合いをしたことは無いんで、できれば医療とか行政の方だとか現場の方々と、その対策を研修会なりで、より地域と密着した生活支援型のことを話し合う場を持っていただくとありがたいなと思います。これからの啓発としてお願いしたいと思います。

それと今、防災の問題がとでも取り上げられていまして、できることでしたら、国は言っていないんですけどもサービス計画の中に、障がい者の防災体制を地域だとか事業所などで要するというのを、備考欄かなんかに明記していただくと、支援が繋がっている方々はそれが分かるので、当事者もよく分からないこともありますので、家族と話し合うサービス計画を作る段階で、防災体制についてちょっと明記していただけたらということを考えています。よろしくお願いします。

#### ○杉原委員

鳥取県断酒会の杉原です。アルコール依存症に関する問題では、鳥取県は2年も前から先進的に取り組んでいただきまして、現在も進行中でございます。とは言っても、啓発活動はまだまだといったところがあります。何年経っても変わるものではないので、よろしくお願いしたいと思います。支援拠点センターとして渡辺病院を指定していただいて、そちらからの事業と医師会等に働きかけてもらって、医療の側からの研修というか、そちらのほうも進めてもらっていますけれども、ありがたいなあと考えております。ただ断酒会のほうで、私ここに出させてもらっていますけれども、どちらかという依存症は、これからはギャンブルも今回審議されようとしていますし、それ自体も依存症に関わる問題で、まだ明記されずに精神障がい者の大枠の中で今はあるんだろうなと思っていますが、やはりアディクションいろんなものが多過ぎますし、そういったものもひっくるめながら、どこまで依存症対策としてできるのかということのをこれからはギャンブルも入ってきますし、それ以外のものもいろいろ発信されておりまして、私たちも単にアルコールだけで終わればいいんですけども、クロスアディクションとして、すべてのものを包括して持っておりますので、そういったことから考えて、いろんなかたちでのアディクションというものに対して、これからどういったことができるかということのを思ったので、広げてもらって、現在はアディクション連絡会のほうでやっている1年に2回の事業も、県のほうから補助金をいただきながらやらせてもらっている状況ですけども、そういったこともアディクション対策に少しずつ盛り込んでいただければ、どうせ次年度に向けてギャンブルの問題は入ってくると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。最近テレビを見てもらうと分かると思います。なぜか飲み物のすべてアルコールの度数が上がって発売されて大々的にコマーシャルされて、だいたい6%のものを9%に上げて発売すると1.5倍に上がります。病気になる確率1.5倍じゃなくて、何倍にも跳ね上がってしまうんです。そういったものを、わっさかわっさか発売しもって、やるという形態になりつつあります。学校でアルコール対策みたいなものをやったその反動みたいなことに感じられて。酒というものは

アルコール度数をちょこっと上げるだけで、喉ごしが随分違って、昔それを実証したのは朝日のスーパードライです。この画期的な飲み物はなんだ。そのときに5%から5.5%に引き上げた、たったそれだけのことで。今はアルコールが6%になったり8%になったり、そういう状況になってきています。非常に深刻な問題だなと思っています。障がいとついたものの対策に向けての

予防というかたちで考えていきたいと思います。アルコール患者のところで私も訴えていきたいなと思っております。全国的にアルコール健康基本対策はまだ半分に至っていません。その中で鳥取県は2年も先行してやってもらっていることに感謝します。ありがとうございました。

○前垣議長

では、事務局から、それぞれ説明をお願いします。

○足立（特別支援教育課長）

南前委員からご質問がありました放課後等事業のことですけれども、皆生養護学校の場合、隣に療育センターがあります。そちらでサービスをしておったり、保護者のほうから、あまり皆生養護学校のほうでは放課後ケアの居場所づくりについては大きな意見というのは出ておりませんでした。一方鳥取養護学校のほうでは、近年子どもたちの重度化が進みまして、保護者のほうから放課後等居場所について意見が出てきておりまして、その中での事業ということではありますけれども、卒業後の居場所も無い子どもたちが、どういうところで過ごしていくのかというような意見も一緒にありまして、子ども発達支援課のほうと一緒に保護者の意見を聞きながら、どういう支援ができるのか、どういう制度が作れるのかということをお話しているところでございます。その中で実際東部のほうも、放課後のデイサービスもある量では、医療的ケアの子どもたちを受け入れるデイサービスはあるようではあるんですけども、なかなかそれが十分でないというようなことがありまして、それで福祉のほうも2年先を目指して、そういう子どもたちが放課後や休日等を過ごせるようなデイサービスを図っていこうという方向ではあるんです。ところがなかなかすぐそれができないので、それまでの2年間については学校の放課後子ども教室を利用して、子どもたちが過ごせる場をスタートしようというのがこの事業の内容です。

○高田（子ども発達支援課）

子ども発達支援課の高田です。今ずっと保護者の方と、教育委員会と一緒にいろいろ話をさせていただきまして、鳥取市内のほうでは実際に医療的ケアが必要な子どもを受け入れているデイサービス事業所は四つか五つぐらいはあるんですけども、まだまだ希望されている保護者の方を全部受け入れはできておりません。なかなかすぐに出来ないということで、この2年間というのは、今いろいろ機構改革プロジェクトで、医療的ケアが必要なお子さん、大人の方も含めて、そういう拠点整備に向けて少し話をさせていただいているんですけども、それができるのは早くても後2年先ということもありますので、その間学校を活用したこういう子ども教室においてしていただいて、そういう拠点ができればそちらのほうでデイサービスをしていただきながら居場所作りをしていければなというふうに

思っております。もう一つ、発達障がいの子どもの生活態度ということもございまして、とくに実態がどうなっているか、皆さんがそういうように向かうわけではないので、少しいろいろ実態等を聞かせていただいて、どうかたちがいいのか少し検討させていただきたいと思っております。

○森安（障がい福祉課）

障がい福祉課の森安です。生活介護の不足というか、県域ごとの不足というのは、実は障がい福祉計画を定める中でも、自立支援協議会の中でもいろいろ議論があったところで、地域ごとの格差は在宅サービスも含めてなんですけども、そういったこともあって、医療的ケアに関する地域協議会というものも児童福祉法の改正の中で作っていくことになっていますので、それも含めて地域自立支援協議会のほうで検討を深めていくことになります。

○小澤（障がい福祉課）

障がい福祉課の小澤です。続きまして、大本委員からいただきましたことにつきまして、移動サービスにつきましてはもちろん通院も含めまして考えてございます。少し課の中でもいただいたご意見を踏まえて検討させていただきたいと思っておりますけれども、通院を特出しをしてしまうと、じゃあ入院はどうなるかとか、そういう話にもちょっと及んできそうな気がしますので、今個人的に思うところでは医療対策というところで読むのかなと思いつつ、大本委員の特出しをしてほしいという思いもあるかと思っておりますので少し課で検討させていただければと思います。ちょっと難しいかもしれませんが考えさせていただきます。

それからもう一つ、大本委員からありましたが、働いても辞めてしまう方が居ることについても、また少し一般就労についてもありますけれども、ちょっとまた情報をお伺いしながらなか考えさせていただければと思います。

それから、森田委員から、なかなか一般の理解は進んでいきつつあるのかもしれないけれども、困難な方がいらっしゃるということで、その方を関係機関と一緒に、地域の中でちょっとしたかたちで受け入れみたいところを少し進められないかというようなお話だったと思います。我々も実際の地域ということは大事なことかなあと考えているところでございます。今回新しい事業で、予算もモデル経費で試行的にさせていただくというものではございますけれども、そこで少し地域での受け入れみたいところも研究ができたらと思ひまして、そういうところを活かしていければと思っております。なかなか障がいのある方を地域の中で、とくに精神の方とか、なかなか受け入れが進んでいないという話もいただいておりますので、そういうところをどういうふうに進めていくかということを考えさせていただきたいと思っておりますし、その地域以降に関しましては、東・中・西の県域の中でも関係者の中では共有されているところでありまして、それを含めて新しい事業で分かってきたこと等も含めて説明させていただければと思っております。

森安（障がい福祉課）

今県の地域自立支援協議会では、五つの部会を作ることになっていて、相談支援、人材育成、医療的ケア、就労、地域以降というかたちにさせていただこうと思っています。自立支援協議会の中でも防災の話というのがあって、他の自立支援協議会の中でその防災のところを検討しているところもあったり、サービス利用計画の話ですので、これを地域自立支援協議会の相談部会のほうに持って行って、そういったお話もさせていただければと思っています。もちろん、事業所なら防災のことというのは、防犯・防災というのは運営規定にも書いてあるんですけど、じゃあそれが実際どういうふうに配慮が必要なのかということのお話を専門部会のほうでやらせていただければと思います。

○小澤（障がい福祉課）

障がい福祉課の小澤です。杉原委員のほうから、アルコール健康障がいと合わせて他の依存症に関することについてのご意見がありました。県内でもアルコール健康障がいと合わせて、他の依存症対策も進めさせていただいておりまして、予算のほうで今回お示しはしておりませんが、新たに薬物依存症の支援拠点機関として来年度から、アルコールのほうと合わせまして渡辺病院さんのお力をいただくということにさせていただいておりますし、またギャンブルに関しましても、今年度研修会などをさせていただきまして、今後そういったところで少しずつ説明させていただきまして、全体に関して支援を広げていくことになるんじゃないかと思っておりますので、事前に国の状況も見ながら、対策をさせていただくところでございます。以上でございます。

○前垣議長

ありがとうございます。休憩のほうはどうさせていただきますでしょうか。10分程取りましょうか。

[再開]

○前垣議長

では、諸家委員から、ご意見を順に伺っていきましょう。

○諸家委員

鳥取県聴覚障害者協会の諸家といいます。今回の施策推進協議会に参加させていただき、いろいろな団体のご意見を聞かせていただき、非常によく分かりました。県のいろいろな対応も大変ありがたいと思いました。ただ、今回プランの中にも人材確保など、様々なことを言いますが、人材について候補があるかどうか、もし候補が無いのであれば、事業に合った人材を確保していただかないと、やはりプランの効果が実際に現れるような人材確保をお願いしたいと思います。無駄遣いにならないような人材確保をお願いします。我々の協会からの意見ですけども、今子どもが生まれたときに新生児スクリーニング検査をしています。そのときに、生まれてきた子どもが聞こえるかどうかというのはすぐ分かる状態になっています。聞こえないと分かったときには必ず人口内耳を進めるということ



があるんですけども、実際人口内耳を入れれば、技術が進歩していますから、聞こえるようになるという効果もあり、聞こえるようになってきます。ただ、聞こえる人なりになるということではないということをお皆さんに知っていただきたいです。聞こえる人と対等ではないので、やはり情報がきちんと入らないという面もあります。それで人口内耳プラス手話言語で情報を取り入れるというような工夫をして、手話も必ず一緒に子どものときから学べる環境作りを合わせて進めていただきたいと思います。また、子どもが手話を身につけるプラス家族がみな手話を知らないというのではコミュニケーションができません。それは子どもにとって、とても残念な状態になってしまいますので、必ず親も手話を子どもと一緒に学べる環境作り・制度を進めていただきたいと思いますと思っています。

二つ目です。110番や119番の通報について、ファックス、メールでの対応ができるように今進められています。しかし、まだまだ使いにくいというところがあります。たとえば高齢の方で耳が遠くなって電話がしにくいという人も増えてきていますので、そういった場合、高齢の方がメールというのはなかなか難しいと思います。ファックスをする場合でも必ず家にいなければできず、どこでもファックスができるというわけではありません。なのでもっと使いやすい、誰でも、いつでも、どこでも使えるような伝達手段、とくに110番や119番を外に出ているとき、使わなければならない場面が多くなると思います。そんな中での工夫を難しいところはあると思いますが、ぜひお願いをしたいと思っております。

#### ○前垣議長

ありがとうございます。それでは村岡委員お願いします。

#### ○村岡委員

鳥取盲ろう者友の会の村岡です。予算の説明をいただきましたけれども、その中に、盲ろうについて入れていただきありがとうございます。今後各地の盲ろうのセンターですとか施設ですとか、盲ろう専門のホールとか、そういうところを見学に行って、それからいろいろご相談したいと思います。先般東京へ行きました。全国から盲ろうの関係者が集まって、障害者総合支援法の見直しについて、盲ろう者について同行援護が使えるようになったということで、また、県の担当者を含めて盲ろう者の説明があると思うので、そのことをまた教えていただきたいと思います。以上です。

#### ○森下委員

視覚障害者福祉協会の森下です。4月から視覚障がい者支援センターが始まります。これを視覚障害者福祉協会も協力したいと思っております。先程ちょっと出ましたけれども、点字ブロックの上に自転車が置いてあるというのがありましたけれども、これは最近良くなってきて、ほんにありがたいことではあります。ですけども歩道での自転車走行です。歩道を歩いていますと、自転車が走ってきます。横に2列・3列で走ってくる場合もありますし、人ごみの中を縫うように自転車は走ってきますので、我々視覚障がい者にとっては大変危険な状態です。自転車自体は本来は車道の左側を走るということになってい

と思います。一部そうでないところもありますが、基本的には車道の左を走るということになっていると思います。自転車は音がしません。視覚障がい者にとって音が無いと不安ですし、近くに来て音はしませんし、通り過ぎてやっと、自転車かなあという感じですね。白杖を持って前を確認しながら歩くんですけども、どうしても前を確認しますので、左右に杖を震りながら歩きます。そうすると、ときには自転車にあたることもあります。それよりも怖いのが自転車のタイヤの中に杖の先が入ったときに、自転車が転倒することもありますので、そういうことになると大変です。自転車の人も怪我をするかもしれませんし、こちらのほうも怪我をするかもしれません。そういうことの無いように安心して歩道を歩けるように、自転車は車道を、歩行者は歩道を歩けるような安全な状態になることが重要だと思います。最近スマホをしながら自転車に乗る人もあるようです。これはほんとに危険です。全国では自転車と歩行者がぶつかって亡くなったという事例もありますので、ここで、関係は警察とか交通関係に言わないといけないところではありますが、こういうことがあるということをお今日は、話させていただきました。

○前垣議長

それでは、ここまでのところを県からご回等いただきます。

○足立（特別支援教育課長）

諸家委員から新生児のスクリーニングのことですか、手話のことについてお話がありました。おっしゃるように新生児のスクリーニングが大変進んできて、早くから人口内耳で支援が進んできつつあります。ろう学校ひまわり分校にしても、非常に幼稚部からたくさん入ってきて、幼稚部でのニーズというのが上がってきており、支援も進みつつあるのかなと思っております。また、子どもさん一人一人によって、聞こえる状態というのがそれぞれ違いますので、適切な情報保障の支援をやっていきたいというふうに思っております。とくに、小学校に上がると、地元で過ごしたいと言われるニーズが増えてきております。そういう小学校に上がる時、幼稚部からどういうふうにつないでいくのか、情報保障をどういうふうに支援していくのかということは、幼稚部の教員として支援のポイントになっているのかなと思います。そして、手話のことについても、その子どもについては手話を教えていきたいと思っておりますし、また、その保護者についても、学校に来ていただいたり、研修会を開きながら、手話を学べるような環境を作っていきたいというふうに思っております。

○小澤（障がい福祉課）

障がい福祉課の小澤です。諸家委員のほうから、合わせまして110番、119番緊急通報について、なかなか使いづらいものがある。誰でも使いやすいような、連絡がとれるような仕組にしてほしいというご要望がありました。県のほうでもいろいろな部局にまたがる案件かなと思っておりますのでございまして、これについては福祉でどういうことができるのかも含めて関係者とも話をしながら、少し考えさせていただければなと思っておりますのでございます。

○森安（障がい福祉課）

障がい福祉課の森安です。村岡委員のご意見がございました。先進地視察のお話です。以前から、盲ろう者友の会からは先進地視察に行っていて、その前にございました実態調査というの、元々荒川区でやっていたことを県で取り込んでやっていったというような経緯がございます。また、個別のグループ訪問のかたちですとかあったと思いますけれども、それも見ていただきながら、また、県とも意見交換しながらやっていければなあと思っております。それから二点目の同行援護の話です。総合支援法の報酬改定の中で、視覚障がいがあって、なおかつ聴覚障がいのある方、難聴以上の障がいのある方に関して、一定の加算を設けて同行援護ができますよというようなことになりましたけれども、また、報酬改定の説明会の資料ですとか、3月14日に厚生労働省のほうで、主管課長会議というのがございますので、その資料もお示ししながら、またそれも同行援護のサービスの中でやっていかれるのかどうかというの、友の会で考えていただければと思います。

それから、森下委員さん、点字ブロックのこととか歩道の話いただきました。3月の半ばぐらいに点字ブロックの日というのがございまして、視覚障害者福祉協会の皆様が啓発活動を毎年されています。そのたまものだと思いますけれどもまたその交通関係の部局が警察なのか、県庁の知事部局のほうにもございますので、こういったお話を伝えて、安全に外を歩けるとというのが視覚障がい者の皆さん言っておられるので、それに手助けができるようなことをやっていきたいなと思っております。以上です。

○前垣議長

諸家委員の言っておられた人材確保についてはいかがでしょうか。

○小澤（障がい福祉課）

失礼いたしました。障がい福祉課の小澤です。諸家委員のほうから二ついただいた人材確保の関係でございます。県の自立支援協議会の中で人材確保に関して、事業所の関係の皆様等とご議論させていただいて、それを少しかたちにしていきたいと考えております。もう少しプランの中身を具体化して効果が現れるようなかたちで取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、その方向で進めさせていただきたいと思っております。

○前垣議長

ありがとうございます。引き続き檜山委員お願いします。

○檜山委員

NPO法人みんなの家の檜山と申します。よろしく申し上げます。質問は、子ども発達支援課の医療的ケア児の経過と整備というところで、先程アの在宅支援事業の中で、鳥取県ではあまり無いかと思うんですけど、たとえば一般にある学童保育所に医療行為がある重心の子が入りたいと言った場合、そういう対象にはならないのかというのが質問です。そういうイメージというのは保護者様にはあまり無いかもしれませんが、情報提供する中で

「使えるよ」ということがあれば、モデル的にそういう取組もやっていっていいのじゃないかと思っているものですから、子育てして親の視点から考えると、そういうのもあってもいいかなと思って、それが一つの質問です。二つ目のつづやきは、特別支援教育の中で鳥養さんに子ども教室が2年間に渡ってできるという話をいただきました。それで前回の会議で、ろう学校の学童保育の話を諸家さんが言われたことにプラスして私のほうも質問させていただいたんですが、ろうの子どもさんの場合デイサービスである程度整っているという面はあるかと思えます。ただ諸家さんが言われたのはやはりそのろう児に対して特化した支援を受けながら、放課後が過ごせたらいいかなというような内容だったのではないかと考えています。そうなったときに鳥養さん程ばっちりとした子ども教室の内容じゃなかったとしても、ろう学校の幼稚部それから小学部の子どもたちに対して、月になん回とか、デイサービスも使えるけれど子ども教室も使えるという選択肢があったらいいというのが、私のつづやきです。もう一つは、意見として言わせていただきたいのは、相談支援の仕事をしている中で私は主に児童をやっているんですけども、今18歳の高等部を卒業するとすぐ就労か生活介護ということを追われます。在宅でということが多くなってきたときに、青年期の支援というところでいうと、先日ちょっと重度の自閉症の子さんを持つ保護者さんと話していたときも、附属養護学校専攻科が29年度に、専攻科のまとめようとして青年期の支援というところで、一冊本を紹介させていただきました。考えたら盲学校とかにはあるんですけど、たとえば情緒生涯の子どもにとって青年期をどのようにスタートさせるかなという選択肢の中で、今までそういう話が出てきたのかもしれないんですけど私よく分かっていないんですけど、県立の養護学校、たとえば倉養だとか鳥養、白養の中に専攻科の枠というのは無いのかなあというのが要望として上がってて、ああそうだなと思ったのでお伺いしたいんです。なにせ附属養護学校の専攻科は枠が3名しかないの、けっきょく希望しても入れるかといったら、全県、それから県外からこられる生徒さんに対応しきれないと思うので、青年期の支援という枠で自立に向けての教育を受けたいというような教育の場が広がればと思っています。以上三点です。

#### ○小谷委員

ゆりはま大平園の小谷です。私ども就労支援B型も併設しております。今回の資料2の2で、障がい者を地域で支える仕組づくり事業というのが上がっております。精神障がい者を中心にと考えておられると思いますが、内容から見るとかなりいいことが書いてあるんですけども、精神障がい者の方の支援を地域ですということになれば、今でも各保健局で精神保健ボランティアとか、いろんな取組されていると思うんですけども、家族会を立ち上げて、その辺りがあまりうまくいっていないような感じもしております。こういったことができるようになればセーフティーネット施設なので、今入所定員80名のところを88名入れているような状態で、そういった地域で支える仕組ができれば待機人数も減るんじゃないかなと思って、期待をしていますがなかなかこの中で歌っている支援員という方が、どういう方になるのかそのイメージもちょっとつきにくいところがあって質問させていただきます。それからあと一点、就労支援の関係なんです。B型につきましては、今回の報酬改定で、かなりきついというか厳しい内容になっております。一つはうちなん

かはバス停が駅から遠いような場所なのに、送迎加算が減額になっている。ほぼ9割以上の方がそれを利用されているのに減額だということ、それから鳥取県では工賃3倍計画もあります、目標工賃達成加算というのをいただいて、何千円でも毎年上げていこうという取組をたぶんどこの就労支援事業所もやられていると思うんですけど、それが無くなるということで、それを目標にやってきたのが、事業所としてはちょっとモチベーションが下がるんじゃないかなというのが危惧しております。工賃だけではない、は分かっています、生活支援とか実費でやっているんですけども、どうしてもクローズアップされるのが工賃ということなんです。やはり利用されている方の能力もまちまちなので工賃だけに特化した考え方じゃなくて、やっていけたらなと思っておりますが、その辺りも踏まえてなにか回答いただければと思っております。以上です。

#### ○足立委員

もみの木福祉会の足立です。私も小谷さんと一緒に、報酬改定、就労B型が、かなり減収になってきております。それと最近いろいろと噂を聞くんですけども、継続していくのが小さいところではかなり厳しくなっているということを知っております。それについて報酬改定はもう決まったことなんですけど、今後県としてどういう何か対策を立てられるのかなのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。以上です。

#### ○前田委員

鳥取労働局の前田です。鳥取県内においては障がい者の雇用率は2.16%で全国平均は1.97%ですから、鳥取県内においてはかなり障がい者の雇用は進んでいるという実態があります。これも障がい者雇用に対する企業の理解も進んでいるということですし、障がいのある方働く意欲が高まっていると考えております。それに向けて労働局・ハローワーク初め、鳥取県の障がい雇用に関するあらゆる関係機関がスクラムを組んでいろいろ取り組んでいる成果だと認識しております。来年度に向けても切れ目のない事業を展開していきたいと考えております。一つだけ紹介をしておきたいと思っておりますが、この4月から障がい者の雇用対象者に精神障がい者が加わるということですが、法定雇用率が2.0%が、2.2%にアップします。従来50人に一人障がいのある方を雇わなければいけないというラインが、45.5人以上に一人雇わなければいけないということになりました。これに向けてあらゆる機会を捉えて啓発していきたいと考えております。以上紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

#### ○前垣議長

それでは、事務局から、それぞれお願いします。

#### ○高田（子ども発達支援課）

子ども発達支援課の高田でございます。檜山委員のほうから質問がございました。私どもの障がい者デイサービス、生活支援事業の中で、学童保育も対象となるかどうかというご質問だったんですが、今の制度の中では対象には入れておりません。放課後児童クラブ

につきましてはうちのほうではなくて、子育て応援課のほうが所管をしております、実際に障がいのあるお子さんを受け入れたりする場合には人数等にに応じて、人の配置等を増やす制度はあるんですけども、看護師を入れているかどうかはちょっとはつきり覚えてないんですけども、少しまた確認をさせていただきたいと思いますし、もし必要があればそういうことも応援課には話をしていきたいと思います。

#### ○足立（特別支援教育課）

続きまして教育委員会のほうから、檜山委員の二点目のつぶやきと三点目のご質問等ありました。まず二点目のろう児に特化した子ども教室はというようなことがありました。現在ろう学校では子ども教室のようなことはしてはおりませんけれども、少し保護者等の意見も聞きながら、もし必要等であれば検討していけたらというふうには考えているところです。実際デイサービスを利用しているお子さんもいらっしゃるでしょうし、そういう健全児と一緒にいいという保護者の意見もあろうと思いますので、いろんな意見を聞きながら必要であれば、放課後の子ども教室のほうに特化したというようなことも考えていければというふうに思います。それから、専攻科の話がございました。現在、附属には専攻科がありまして、何名かの生徒が通っているという状況があるんですが、知的障がいの白兔養護学校、倉吉養護学校、それから県立米子養護学校には専攻科はありませんし、現在設置するような予定はございません。これも保護者等の意見を聞きながらとは思っています。実際に高等部の中では自立に向けて教育を行っておりますし、18歳で卒業しながら社会に出ていくという教育を進めているわけですけども、やはり情緒障がいの青年期ということで、実は特別支援学校というのが情緒障がいの子どもたちは対象にはなっておりません。知的障がいの子どもたちがそういう青年期を迎えるにあたって、もう少し専攻科というような意見があるのでありましたら、ご意向を見ながら検討していきたいと思います。

#### ○小澤（障がい福祉課）

障がい福祉課の小澤でございます。小谷委員のほうから質問をいただきました。障がい者の仕組づくりの事業に関してでございますが、これについての支援員がどういったものかというお話がございました。現状として今考えているところを申しあげますと、まず今回の事業は支援が困難な方を世帯単位で支援していくということを考えております。というのは、心身障がいの方であるとか、発達障がいの方に関してはご家族の方の負担もかなり大きいと考えまして、当事者の方もそうなんですけどもご家族の方・保護者の方も合わせて、ご負担が軽減になるようなかたちで支援を進めたいと考えているところでございます。ですので支援員に関しましては、一つの事業所、たとえば障がいの相談支援事業所が核になって依頼をさせていただくということを考えてはいるんですけども、ただそこと合わせまして、他の各相談支援事業所であるとか、障がいのサービス事業所、それから高齢者の人材活用センター、市役所の関係機関等のノウハウのある支援者の方に県のほうにご登録をいただいて、必要なケースに応じて、そういった方々と一緒に家庭訪問していただいて、そういった問題に促応的な問題に対応できるということをやっていきたいと考えているところです。こちらの事業は今回試行的にやらせていただくことを考えておりまし

て、実際にうまくいくかどうかというのも、ちょっとやってみながらそういった連携がうまくいくのかどうかということも含めて、させていただきたいと考えているところがございます。それから、就労の関係で足立委員のほうからもお話をいただきました。なかなか今回の報酬改定で基本報酬等減額されることで我々としても承知しております。今県のほうでも各事業所さんのほうにも、どういった状況かということ聞き取りをさせていただきながら、各事業所に合わせた支援がどんなことができるか、必要になるかということちょっと聞き取りをさせていただいたりとかということもしているところがございます。実際に現場加算等もありますので、どれぐらい報酬が実際に減額になるかということところは、4月以降になってみないと分からない部分もありますけれども、県としてもできる支援を少し考えさせていただいているところがございます。例えば先程も少し申しあげましたけれども、専門家の派遣というのを来年度予算に計上しておりますが、その中には中小企業診断士さんの派遣というのを出ているところがございます。そういったところで経営上の安定的なところを確保できないかといったところも考えておりますし、また、これは直接的な支援ではございませんけれども、就労の事業所さんと企業さんがコラボして、少し企業さんと一緒に事業所で協調させていただけるようなこともさせていただければと考えております。今回報酬改定を踏まえて、また予算の状況も踏まえて、そういったところを検討させていただくというところがございます。以上でございます。

#### ○前垣議長

どうもありがとうございました。感想だけです。私この会に出させていただきまして、非常に大きなたくさん課題がありながらもこの2年間で、いろんな施策が実際にできて、それが使えるようになったものもでございます。引き続き行政の皆さんとアイデアを出しながら、障がい者の住みやすいところを目指していきたいと思っております。それでは、事務局にお返しいたします。

### 3 閉 会

#### ○森安（障がい福祉課）

障がい福祉課の森安です。皆様ご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。では、閉会にあたりまして、障がい福祉課長の小澤から、ごあいさつを申し上げます。

#### ○小沢（障がい福祉課長）

障がい福祉課の小澤でございます。本日は、皆様方から貴重なご意見をいただきまして、長時間に渡りありがとうございました。また、今後とも、皆様方から頂戴したご意見を踏まえまして、施策のほうを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。